



# 鳥取県公報

令和2年3月27日（金）  
号外第29号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例の一部を改正する条例（8）（税務課）・・・・・・・・・・ 5
	鳥取県債権回収計画等に関する条例の一部を改正する条例（9）（〃）・・・・・・ 24
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（10）（人事企画課）・・・・・・ 25
	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（11）（〃）・・ 26
	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（12）（〃）・・・・・・ 27
	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（13）（〃）・・・・・・ 28
	職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例（14）（〃）・・・・・・ 29

## 公布された条例のあらまし

## ◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

次の事項を主な内容とする地方税法の一部改正及び道路運送車両法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- (1) 個人県民税に係る寡婦（寡夫）控除の見直し及び生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下の者に限る。）を有する単身者に係るひとり親控除の創設
- (2) 送配電部門の法的分離等に伴う電気供給業（発電事業及び小売電気事業に限る。）に係る法人事業税の課税方式及び税率の見直し
- (3) 法人税における連結納税制度からグループ通算制度への移行に伴う法人県民税及び法人事業税に係る調整規定の整備
- (4) 軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し
- (5) 国際競技大会のゴルフ競技又はその公式の練習若しくは国民体育大会の公式の練習のためのゴルフ場の利用に対する非課税措置の拡大
- (6) 延滞金等の割合の引下げ

## 2 条例の概要

## (1) 個人県民税に関する事項

所得控除について、寡婦控除（現行 寡婦（寡夫）控除）に改め、ひとり親控除を加える。

## (2) 法人県民税に関する事項

令和4年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人県民税について、法人税が連結納税制度からグループ通算制度に移行することに伴い、所要の規定の整備を行う。

## (3) 法人事業税に関する事項

ア 電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る税額について、特別法人等の一部の法人を除き、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人にあつては、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額（現行 収入割額）とし、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人にあつては、収入割額及び所得割額の合算額（現行 収入割額）とし、その税率を変更する。

イ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人事業税について、法人税が連結納税制度からグループ通算制度に移行することに伴い、所要の規定の整備を行う。

## (4) 県たばこ税に関する事項

県たばこ税の申告書の添付書類について定めた規定中引用する地方税法の条項を改める。

## (5) ゴルフ場利用税に関する事項

国民体育大会の公式練習のための利用が非課税とされることに伴い、同利用に対するゴルフ場利用税の税率の特例の規定を廃止する。

## (6) 延滞金の割合の引下げに関する事項

ア 延滞金の割合の特例を適用する場合の延滞金の割合の名称を延滞金特例基準割合に改める。

イ 法人県民税及び法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金については、平均貸付割合に0.5%を加えた割合とする。

## (7) 環境性能割の申告納付等について定めた規定中引用する道路運送車両法の用語を改める。

## (8) その他所要の規定の整備を行う。

## (9) 施行期日等

ア 施行期日は、令和2年4月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。

(ア) (1)及び(6)に関する事項 令和3年1月1日

(イ) (2)及び(3)イに関する事項 令和4年4月1日

(ウ) (7)に関する事項 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日

- (エ) (8)に関する事項 公布の日
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県債権回収計画等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

効率的な債権回収を行うため、債権の管理により収集した滞納者の情報の取扱いについて定める。

2 条例の概要

- (1) 実施機関は、県の債権のうち法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの（以下「強制徴収公債権」という。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、当該強制徴収公債権以外の強制徴収公債権及び県の債権のうち強制徴収公債権以外のもの（以下「非強制徴収債権」という。）並びに地方税法に規定する地方団体の徴収金に係る債権の管理により収集した情報を利用し、又は他の実施機関に提供することができるものとする。
- (2) 実施機関は、非強制徴収債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該非強制徴収債権の管理に必要な範囲内において、当該非強制徴収債権以外の非強制徴収債権の管理により収集した情報を利用し、又は他の実施機関に提供することができるものとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

◇鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員等の定数を定める。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,817人	2,821人
一般会計支弁に係る職員	2,807人	2,811人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,228人	2,244人
県立学校の職員	2,027人	2,045人
県立学校の職員以外の職員	201人	199人
監査委員事務局	13人	14人
企業局の職員	56人	59人
県費負担教職員	4,024人	4,029人

- (2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

◇鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。

2 条例の概要

- (1) 公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会、公益社団法人全国自治体病院協議会及び地方税共同機構を加える。
- (2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

## ◇鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

県行政に関する調査審議を行う附属機関について、廃止及び所掌の見直しを行う。

## 2 条例の概要

- (1) 知事の附属機関のうち設置目的を達成した鳥取県新鳥取県史編さん委員会を廃止する。
- (2) 知事の附属機関のうち鳥取県死因究明等推進協議会について調査審議する事項を改める。
- (3) 施行期日は令和2年4月1日とする。

## ◇職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

地方公務員法の一部が改正され、会計年度任用職員に関する制度が設けられたことに伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、それぞれの任用形態及び任用手続に応じた方法によることができるよう、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者は別段の定めをすることができるものとする。
- (2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

## ◇職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

勤務の特殊性についての状況に鑑み、職員及び警察職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

## (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

ア 困難折衝等業務手当の支給対象に、児童福祉法の規定による一時保護解除後の児童の安全を確保する業務を加える。

イ 皆成学園に勤務する職員のうち児童の生活指導を本務とする保育士（夜間における生活指導業務を行わない者を除く。）が生活指導業務に従事したときの児童生活支援業務手当を、1月につき22,000円（現行11,000円）に引き上げる。

ウ 電離放射線障害防止規則第3条第1項第1号に規定する区域において職員が放射線を照射する作業に従事したときの放射線取扱手当を、1日につき300円支給する。

## (2) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

天皇等の身辺警護手当の支給の対象となる側近警衛の対象者に、上皇、上皇后、皇嗣及び皇嗣妃を加える。

## (3) 施行期日は、公布の日とする(2)を除き、令和2年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第8号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>（納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(3) 法人 の事業税</td> <td style="width: 60%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">略</th> <th style="width: 60%; text-align: center;">イ 法第72条の25第13項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第13項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">2～5 略</p> <p style="margin-top: 10px;">（事業税の納税義務者等）</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の</p>	略			(3) 法人 の事業税	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">略</th> <th style="width: 60%; text-align: center;">イ 法第72条の25第13項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第13項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略	イ 法第72条の25第13項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第13項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	略	略				略			<p>（納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(3) 法人 の事業税</td> <td style="width: 60%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">略</th> <th style="width: 60%; text-align: center;">イ 法第72条の25第11項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">2～5 略</p> <p style="margin-top: 10px;">（事業税の納税義務者等）</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の</p>	略			(3) 法人 の事業税	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">略</th> <th style="width: 60%; text-align: center;">イ 法第72条の25第11項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略	イ 法第72条の25第11項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	略	略				略		
略																															
(3) 法人 の事業税	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">略</th> <th style="width: 60%; text-align: center;">イ 法第72条の25第13項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第13項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略	イ 法第72条の25第13項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第13項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	略	略																										
略	イ 法第72条の25第13項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第13項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	略																													
略																															
略																															
略																															
(3) 法人 の事業税	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">略</th> <th style="width: 60%; text-align: center;">イ 法第72条の25第11項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略	イ 法第72条の25第11項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	略	略																										
略	イ 法第72条の25第11項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	略																													
略																															
略																															

行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額	
(1) (2)	略	
及び(3) に掲げる 事業以外 の事業	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人（ <u>法第72条の24の7第6項</u> に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。）、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（以下この節において「外形標	略

行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額	
(1) (2)	略	
に掲げる 事業以外 の事業	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人（ <u>法第72条の24の7第5項</u> に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。）、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（ <u>次条第1項の表</u> において「外	略

	準課税対象外法人」という。）			形標準課税対象外法人」という。）	
<p>(2) 電気供給業  <u>((3)に掲げる事業を除く。)</u>、ガス供給業  <u>(法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。以下この節において同じ。)</u>及び保険業  <u>(貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。)</u></p>	<p>収入割額</p>		<p>(2) 電気供給業、                  ガス供給業 (<u>ガス事業法</u>  <u>(昭和29年法律第51号) 第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律</u>  <u>(平成27年法律第47号) 附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者</u>  <u>(同項の義務を負う者に限る。)</u> 以外</p>	<p>収入割額</p>	

<p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）</p>	<p>ア 外形標準課税対象法人</p>	<p>収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額</p>	<p><u>の者が行うものを除く。</u>以下この節において同じ。）及び保険業（貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。）</p>	
<p>イ 外形標準課税対象外法人</p>	<p>収入割額及び所得割額の合算額</p>			
<p>2～5 略</p>			<p>2～5 略</p>	
<p>(法人の事業税の課税標準) 第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、<u>次の各号に掲げる事業税の区分</u>に応じ、それぞれ<u>当該各号に定めるもの</u>による。</p>			<p>(法人の事業税の課税標準) 第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、<u>次の表の事業の欄に掲げる事業の区分</u>に応じ、それぞれ<u>同表の課税標準の欄に定めるもの</u>による。</p>	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="849 2004 1010 2040">事業</th> <th data-bbox="1010 2004 1396 2040">課税標準</th> </tr> </thead> </table>			事業	課税標準
事業	課税標準			



(1) (2) に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人	付加価値割	各事業年度の付加価値額
		資本割	各事業年度の資本金等の額
		所得割	各事業年度の所得
	外形標準課税対象外法人	所得割	各事業年度の所得
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	収入割		各事業年度の収入金額

- (1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- (2) 資本割 各事業年度の資本金等の額
- (3) 所得割 各事業年度の所得
- (4) 収入割 各事業年度の収入金額

2 略

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) 及び(3) に掲げる事業以外の事業	略		
(2) 電気供給業 <u>((3)に掲げる事業を除く。)</u> 、 ガス供給業及び保険業	電気供給業 <u>(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)</u> 、 ガス供給業及び保険業を行う法人	各事業年度の収入金額	100分の1

2 略

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	略		
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	各事業年度の収入金額	100分の1

業	(3) 電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等	外形標準課税対象法人(受託法人を除く。)	各事業年度の収入金額	100分の0.75				
			各事業年度の付加価値額	100分の0.37				
			各事業年度の資本金等の額	100分の0.15				
		外形標準課税対象法人(受託法人に限る。)	各事業年度の収入金額	100分の0.75				
		外形標準課税対象外法人	各事業年度の収入金額	100分の0.75				
			各事業年度の所得の金額	100分の1.85				

3 略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	略	
(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、ガス供給業及び保険業	各事業年度の収入金額	100分の1
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等	各事業年度の収入金額	100分の0.75
	各事業年度の所得の金額	100分の1.85

3 略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)に掲げる事業以外の事業	略	
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	各事業年度の収入金額	100分の1

	額	
--	---	--

5 略

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第13項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

略
---

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第8項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 法附則第11条第11項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条第11項の施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項(法附則第11条第8項又は第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第8項の規定によ

--	--	--

5 略

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

略
---

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第9項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条第12項の施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項(法附則第11条第9項又は第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第9項の規定によ

り読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第11項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

(たばこ税の申告納付)

第120条 略

2 前項の申告書には、法第74条の10第1項の総務省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第74条の6第3項に規定する書類

(2)・(3) 略

3～5 略

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。

(1)・(2) 略

(3) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会に準ずる競技会として知事が指定したもの（以下「国民体育大会に準ずる競技会」という。）に参加するプロゴルファー以外の選手（国民体育大会に準ずる競技会の競技及び当該国民体育大会に準ずる競技会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用する場合に限る。）

2・3 略

(自動車税の課税免除)

第137条 略

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動

り読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

(たばこ税の申告納付)

第120条 略

2 前項の申告書には、法第74条の10第1項の総務省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第74条の6第2項に規定する書類

(2)・(3) 略

3～5 略

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。

(1)・(2) 略

(3) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会（以下「国民体育大会」という。）及びその予選会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用するプロゴルファー以外の選手

(4) 国民体育大会に準ずる競技会として知事が指定したもの（以下「国民体育大会に準ずる競技会」という。）に参加するプロゴルファー以外の選手（国民体育大会に準ずる競技会の競技及び当該国民体育大会に準ずる競技会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用する場合に限る。）

2・3 略

(自動車税の課税免除)

第137条 略

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動

<p>車でその事業において専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動（当該事業の用に供する施設の外の場所において訓練、就労又は実習を行うためのものに限る。）の用に供するもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運営する事業</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(環境性能割に係る更正、決定等に関する通知)</p> <p>第137条の15 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第171条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p>	<p>車でその事業において専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動（当該事業の用に供する施設の外の場所において訓練、就労又は実習を行うためのものに限る。）の用に供するもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 障害者総合支援法第5条第25項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運営する事業</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(環境性能割に係る更正、決定等に関する通知)</p> <p>第137条の15 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第170条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p>
---	---

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前			
<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第10条 当分の間、前条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、<u>同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第10条 当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中の延滞金に係る次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">前 条 第</td> <td style="text-align: center;">年14.6 パーセ ントの</td> <td style="text-align: center;">次条に規定する特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した 割合</td> </tr> </table>	前 条 第	年14.6 パーセ ントの	次条に規定する特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した 割合
前 条 第	年14.6 パーセ ントの	次条に規定する特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した 割合		

	1 項	割合 税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は年7.3パーセント	税額（同表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額を除く。）にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間については当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超えるときは、年7.3パーセントの割合）とし、同表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間については当該特例基準割合
	前条第2項	年14.6パーセント 年7.3パーセントの割合	次条に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合 当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超えるときは、年7.3パーセントの割合）
	2	当分の間、前条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額に係る延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前項の規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。	
	(所得控除)	第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	(所得控除) 第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																																	
<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和29年鳥取県条例第27号)に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する県税事務所長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>		<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和29年鳥取県条例第27号)に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する県税事務所長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額(第20条第13号に規定する個別帰属法人税額をいう。第9条において同じ。)の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>																																																	
<table border="1"> <tr> <td>(1) 法</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>人の県</td> <td>イ 法第53条第</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>民税</td> <td>1項、第2項</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>又は第31項の</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>申告書でその</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>提出期限まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>に提出したも</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>のに係る税額</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 法	略		人の県	イ 法第53条第	略	民税	1項、第2項			又は第31項の			申告書でその			提出期限まで			に提出したも			のに係る税額			<table border="1"> <tr> <td>(1) 法</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>人の県</td> <td>イ 法第53条第</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>民税</td> <td>1項、第2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>項、第4項又</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>は第19項の申</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>告書でその提</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>出期限までに</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>提出したもの</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 法	略		人の県	イ 法第53条第	略	民税	1項、第2			項、第4項又			は第19項の申			告書でその提			出期限までに			提出したもの		
(1) 法	略																																																		
人の県	イ 法第53条第	略																																																	
民税	1項、第2項																																																		
	又は第31項の																																																		
	申告書でその																																																		
	提出期限まで																																																		
	に提出したも																																																		
	のに係る税額																																																		
(1) 法	略																																																		
人の県	イ 法第53条第	略																																																	
民税	1項、第2																																																		
	項、第4項又																																																		
	は第19項の申																																																		
	告書でその提																																																		
	出期限までに																																																		
	提出したもの																																																		

ウ	<p>法第53条第1項、第2項又は第31項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</p>	略	に係る税額	ウ	<p>法第53条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</p>	略
エ	<p>法第53条第34項の修正申告書に係る税額</p>	<p>当該修正申告書を提出した日（法第53条第35項の規定の適用がある場合であって、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	エ	<p>法第53条第22項の修正申告書に係る税額</p>	<p>当該修正申告書を提出した日（法第53条第23項の規定の適用がある場合であって、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	
オ	<p>法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2第1項の規定により提出期限が延長された申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間の所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額</p>	<p>当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から法人税法第75条の2第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間</p>	オ	<p>法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2第1項の規定により提出期限が延長された申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間の所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額</p>	<p>当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から法人税法第75条の2第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間</p>	
			カ	<p>法人税法第81条の24第1</p>	<p>当該連結法人税額の課税標準の</p>	



略		

2～5 略

(延滞金の割合の特例)

第10条 略

2 当分の間、前条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及び同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額に係る延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前項の規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

		<p>項の規定により提出期限が延長された申告書に係る連結法人税額(法第53条第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この表及び第40条第5項において同じ。)の課税標準の算定期間の法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額</p>
		<p>算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から法人税法第81条の24第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間</p>
略		

2～5 略

(延滞金の割合の特例)

第10条 略

2 当分の間、前条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額に係る延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前項の規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(12) 略

(13) 資本金等の額 法第23条第1項第4号の2  
に規定する資本金等の額をいう。

(14) 略

(法人税割の税率)

第40条 略

2 前項の表(2)イの中小法人等とは、法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社を除く。)又は第21条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のものをいう。

3 略

4 第2項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項(法第1条第2項において準用する場合を含む。)の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

5 法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

6 略

(法人の県民税の申告納付)

第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定により、同条第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

2 法第53条第1項、第31項及び第35項の規定により申告書を提出すべき法人は、当該申告書(同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。)の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定により申告書を提出

(1)～(12) 略

(13) 個別帰属法人税額 法第23条第1項第4号  
の2に規定する個別帰属法人税額をいう。

(14) 資本金等の額 法第23条第1項第4号の5  
に規定する資本金等の額をいう。

(15) 略

(法人税割の税率)

第40条 略

2 前項の表(2)イの中小法人等とは、法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社を除く。)又は第21条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものをいう。

3 略

4 第2項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項(法第1条第2項において準用する場合を含む。)の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

5 法人税額又は連結法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額又は連結法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

6 略

(法人の県民税の申告納付)

第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定によって、同条第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

2 法第53条第1項、第4項、第19項及び第23項の規定によって申告書を提出すべき法人は、当該申告書(同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。)の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によって申

- し、及びその申告した税額を納付することができる。
- 3 法人税法第71条第1項若しくは同法第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその事業年度開始の日から6月経過日（法第53条第2項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項に係る部分に限る。）又は法第53条第2項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。
- 4 特定法人（法第53条第56項に規定する特定法人をいう。）である内国法人（法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）は、第1項の規定にかかわらず、法第53条第55項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。
- 5 略
- 6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第55項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。

（法人の県民税の徴収猶予の申請）

第45条の2 法人の県民税の納税義務者は、法第55条の2第1項の規定により徴収猶予を申請する場合には、法第55条の2第6項の施行令に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

（法人の均等割の税率の特例）

第53条の20 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度又は法第52条第2項第3号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

- 3 法人税法第71条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下この項、第53条の20及び第61条第3項において同じ。）開始の日から6月の期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項及び法第53条第2項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。
- 4 特定法人（法第53条第47項に規定する特定法人をいう。）である内国法人（法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）は、第1項の規定にかかわらず、法第53条第46項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。
- 5 略
- 6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第46項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。

（法人の県民税の徴収猶予の申請）

第45条の2 法人の県民税の納税義務者は、法第55条の2第1項又は法第55条の4第1項の規定によって徴収猶予を申請する場合には、法第55条の2第6項又は法第55条の4第6項の施行令に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

（法人の均等割の税率の特例）

第53条の20 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

略

(法人の区分経理の義務)

第56条 医療法人又は医療施設（法第72条の23第2項の施行令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。）で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定により当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 略

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

法人	期間
略	
(5) 法第72条の26第1項の規定の適用を受ける法人	当該法人の当該事業年度の開始の日から <u>6月経過日</u> （法第72条の26第1項に規定する <u>6月経過日</u> をいう。）から2月以内の期間
略	

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 略

3 前条又は第1項の規定により申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の31第3項

略

(法人の区分経理の義務)

第56条 医療法人又は医療施設（法第72条の23第2項の施行令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。）で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によって当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は法人税法第81条の18第1項に規定する個別帰属益金額及び同項に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 略

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

法人	期間
略	
(5) 法第72条の26第1項の規定の適用を受ける法人	当該法人の当該事業年度の開始の日から <u>6月を経過した日</u> から2月以内の期間
略	

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 略

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき（当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人（同条第12号の7に規定する連結子法人に限る。）

<p>の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。</p> <p>(法人の事業税の徴収猶予の申請)</p> <p>第61条の3 略</p> <p>2 法人の事業税の納税義務者は、法第72条の39の2第1項の規定により徴収猶予を申請する場合には、法第72条の39の2第6項の施行令に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。</p> <p>(新設法人等の届出)</p> <p>第62条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>である場合にあつては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係(第62条第4項において「連結完全支配関係」という。)がある同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人(第62条第4項において「連結親法人」という。)が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の31第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。</p> <p>(法人の事業税の徴収猶予の申請)</p> <p>第61条の3 略</p> <p>2 法人の事業税の納税義務者は、法第72条の39の2第1項又は法第72条の39の4第1項の規定によって徴収猶予を申請する場合には、法第72条の39の2第6項又は法第72条の39の4第6項の施行令に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。</p> <p>(新設法人等の届出)</p> <p>第62条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法人税法第4条の2の承認を受けた法人は、承認を受けた日から2月以内に、その承認を受けた日並びに当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の名称及び事務所又は事業所の所在地(当該法人が連結親法人である場合にあつては、その旨)を知事に届け出なければならない。</p> <p>5 法人税法第4条の5第1項若しくは第2項の規定により同法第4条の2の承認を取り消され、若しくは取り消されたものとみなされ、又は同法第4条の5第3項の承認を受けた法人は、同法第4条の2の承認を取り消され、若しくは取り消されたものとみなされた日又は同法第4条の5第3項の承認を受けた日から2月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
---	---

第4条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第137条の9 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の総務省令で定める様式により、環境性能割の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の<u>変更記録</u>を受けるべき自動車 当該<u>変更記録</u>を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該<u>変更記録</u>を受けたときは、当該<u>変更記録</u>の時)</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(種別割の賦課徴収に関する申告)</p> <p>第144条 種別割の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条の規定による変更登録若しくは移転登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の<u>変更記録</u>の手続をする場合には、法第177条の13第1項の総務省令で定める様式によって、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第137条の9 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の総務省令で定める様式によって、環境性能割の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の<u>記入</u>を受けるべき自動車 当該<u>記入</u>を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該<u>記入</u>を受けたときは、当該<u>記入</u>の時)</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(種別割の賦課徴収に関する申告)</p> <p>第144条 種別割の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条の規定による変更登録若しくは移転登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の<u>記入</u>の手続をする場合には、法第177条の13第1項の総務省令で定める様式によって、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鳥取県税条例第137条及び第137条の15の改正規定 公布の日
- (2) 第2条、次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第3条、附則第4条並びに附則第5条第2項及び第3項の規定 令和4年4月1日
- (4) 第4条の規定 道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例(次条において「3年新条例」という。)第10条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(個人の県民税に関する経過措置)

第3条 3年新条例第23条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分

での個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の県民税に関する経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「4年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（以下「4年新条例施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。）第3条の規定（所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が4年新条例施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の県民税について適用する。

2 4年新条例施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4年新条例施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の県民税及び4年新条例施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4年新条例施行日前に開始した連結事業年度を含む。）に係る法人の県民税については、第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下「4年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(法人の事業税に関する経過措置)

第5条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 4年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、4年新条例施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4年新条例施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

3 4年新条例施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4年新条例施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、4年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

第6条 施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、第1条の規定による改正前の鳥取県税条例第127条第1項第3号の規定は、なおその効力を有する。

(規則への委任)

第7条 第201回国会において地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の規定の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

鳥取県債権回収計画等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第9号**

鳥取県債権回収計画等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県債権回収計画等に関する条例（平成25年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、金銭の給付を目的とする県の権利（徴収金債権（<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金に係る債権をいう。以下同じ。</u>）を除く。以下「県の債権」という。）の回収（履行期限を経過した県の債権を保全し、又は取り立てることをいう。以下同じ。）を計画的に行うことにより、県の債権の管理の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(債権回収計画の策定等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(債権の管理により収集した情報の利用等)</p> <p>第3条 <u>実施機関（鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）は、県の債権のうち法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの（以下「強制徴収公債権」という。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、当該強制徴収公債権以外の強制徴収公債権及び県の債権のうち強制徴収公債権以外のもの（以下「非強制徴収債権」という。）並びに徴収金債権の管理により収集した情報を利用し、又は他の実施機関に提供することができる。</u></p> <p><u>2 実施機関は、非強制徴収債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該非強制徴収債権の管理に必要な範囲内において、当該非強制徴収債権以外の非強制徴収債権の管理により収集した情報を利用し、又は他の実施機関に提供することができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、金銭の給付を目的とする県の権利（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金に係る債権を除く。以下「県の債権」という。）の回収（履行期限を経過した県の債権を保全し、又は取り立てることをいう。以下同じ。）を計画的に行うことにより、県の債権の管理の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(債権回収計画の策定等)</p> <p>第2条 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第10号**

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,817人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,807人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,228人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,027人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>201人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>13人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>56人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,024人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,821人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,811人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,244人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,045人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>199人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>14人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>59人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,029人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第11号**

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～ス 略 <u>セ 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会</u> <u>ソ 公益社団法人全国自治体病院協議会</u> タ 略 チ 略 ツ 略 (2)～(5) 略 <u>(6) 地方税共同機構</u> <u>(7) 略</u> 2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～ス 略 <u>セ 略</u> <u>ソ 略</u> <u>タ 略</u> (2)～(5) 略 <u>(6) 略</u> 2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第12号**

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県いじめ問題検証委員会	(1) 略 (2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項	鳥取県いじめ問題検証委員会	(1) 略 (2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項
		鳥取県新鳥取県史編さん委員会	新鳥取県史編さん事業の基本方針及び新鳥取県史の刊行計画等に関する事項
略		略	
鳥取県死因究明等推進協議会	<u>死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）第30条に規定する死因究明等推進地方協議会の所掌に属する事項として同条に規定する事項</u>	鳥取県死因究明等推進協議会	<u>死因究明及び身元確認の推進に係る施策の検討に関する事項</u>
略		略	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第13号**

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員のサービスの宣誓） 第2条 略 <u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u>	（職員のサービスの宣誓） 第2条 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第14号**

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、援護、育成、更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務(次号及び第5号に掲げる業務を除く。)に従事したとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第11条第1項第2号ロから<del>ハ</del>までの規定</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(3)~(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(児童生活支援業務手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した月1月につき<u>22,000円</u>とする。</p> <p>(放射線取扱手当)</p> <p>第6条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 医療用放射線取扱作業に従事する診療放射</p>	<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、援護、育成、更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務(次号及び第5号に掲げる業務を除く。)に従事したとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第11条第1項第2号ロから<del>ハ</del>までの規定</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(3)~(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(児童生活支援業務手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した月1月につき、<u>次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号の業務</u> <u>22,000円</u></p> <p>(2) <u>前項第2号の業務</u> <u>11,000円</u></p> <p>(放射線取扱手当)</p> <p>第6条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合<u>(月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが人事委員会が定める測定方法により認められた場合に限る。)</u>に支給する。</p> <p>(1) 医療用放射線取扱作業に従事する診療放射</p>

<p>線技師がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき <u>(月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが人事委員会が定める測定方法により認められた場合に限る。次号において同じ。)</u>。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第3条第1項第1号に規定する区域において職員が放射線を照射する作業に従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 前項第1号及び第2号の業務 職員が業務に従事した月1月につき5,500円</u></p> <p><u>(2) 前項第3号の業務 職員が業務に従事した日1日につき300円</u></p>	<p>線技師がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、<u>職員が業務に従事した月1月につき5,500円</u>とする。</p>
---	---

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が天皇又は皇后、<u>上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃</u>の側近警衛の作業に従事したとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が天皇又は皇后、<u>皇太子若しくは皇太子妃</u>の側近警衛の作業に従事したとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。